

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	消防活動阻害物質の追加		
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号: 03-5253-7524	e-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
評価実施時期	令和2年3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物のうち、「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」(消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第9条の3第1項に規定するもの。以下「消防活動阻害物質」という。)については、具体の物質名を政省令(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第一(一)~(八)、同令別表第二(一)~(十八)、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令(平成元年自治省令第2号))で指定しているところである。</p> <p>消防活動阻害物質は、それ自体火災に連なる危険性を有する物質が含まれているほか、これらの物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴って当該物質が爆発し、あるいは有毒のガス等が発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性がある。このため、法第9条の3第1項では、消防活動阻害物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとしている。</p> <p>今般、「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」について、水と反応して人体に有害な気体を発生させる性質を有するものであり、毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号)においても、令和元年の改正により劇物に追加されたことを踏まえ、消防活動阻害物質として、新たに指定することとしている。現在のように、当該物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在について消防機関が把握していない状況が続いた場合、消火活動等に伴い当該物質から有害なガス等が発生した際に、甚大な被害が予測されることから、消防活動の円滑化のためにも規制を拡充するものである。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」は、石油精製の触媒や医薬品、農薬、香料等の原料などに利用されているが、水と反応して人体に有害な気体を発生する性質を有するため、消火活動に伴って高い危険性を有するものであることが認められた。現在、当該物質は消防活動阻害物質として指定されておらず、相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在について消防機関が把握していないため、当該施設等で火事が発生した場合に甚大な被害が生じるおそれがある。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」を消防活動阻害物質として新たに指定し、危険性が高い相当数量(200キログラム)以上貯蔵し、又は取り扱う施設等について、消防機関への届出を義務化することで、定期的な査察指導を通じた防火活動、当該施設において火事が起こった場合の適切な消火活動を可能とする。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」を貯蔵し、又は取り扱う者が届出を行う場合には、所定の様式に必要事項を記入し、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取り図を添付した上で、提出するという事務コストが発生する。	
	(行政費用)	消防機関に届出があった場合、当該届出の受付に係る事務と、定期的な査察活動において届出内容と実態に齟齬が無いか確認をする作業が発生する。これまでも消防活動阻害物質の届出は行われてきており、負担は限定的と想定される。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	消防機関が当該物質の所在を事前に把握し、平常時の適切な査察指導や火災発生時の消火活動を実施する際の対策を立てることにより、迅速かつ適切な消防活動を行うことが可能となる。これにより、火災発生時の未然防止や、火災発生時の従業員や付近住民の生命、身体及び財産に対する損害の抑制並びに火災発生時の消防機関の活動の負担の軽減という便益が生じる。	
	(副次的・波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は、特段生じない。	
費用と効果(便益)の関係	今般改正を行う届出制は、消防機関が消防活動阻害物質を把握するための手段として費用の小さい規制である一方、当該規制により消防機関が事前に消防活動阻害物質の所在を把握し、平常時の査察指導や火災発生時の消火活動を実施する際の対策を立てることで、より迅速かつ適切な消防活動の実施が可能となり、火災発生時の未然防止、火災発生時の従業員や付近住民の生命、身体及び財産に対する損害の拡大の抑制及び火災発生時の消防機関の活動の負担の軽減という便益が発生する。こうしたことを総合的に勘案すると、当該規制は適切である。		
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>令和元年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」(座長: 田村昌三 東京大学名誉教授)において、消防活動阻害物質の追加についての検討が行われ、当該検討会の報告書(「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書」(令和二年三月))において、「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に指定することが適当であるとされた。</p> <p>・令和元年度火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会 (<a href="https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-39.html">https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-39.html</a>)</p>		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>事業者等へのヒアリングを通じて、当該規制の実施状況や社会経済情勢の変化等を把握し、必要な検討を行う。</p>		
備考			